

長崎県看護学会学術集会発表パワーポイント申請等要領

1. 学術集会における使用機材は、口演発表ではパワーポイントの使用を認める。
示説発表は示説（ポスター）の展示とする。
2. パワーポイントの使用について
 - ①パソコン、プロジェクタは主催者側で準備する。
 - ②口演発表でパワーポイントを使用しない場合は、学会事務局へ事前に連絡する。
3. パワーポイントの作成について
 - 1) パワーポイントは次の要領で作成する。
 - ①ソフトは、PowerPoint 2007、2010、2013とする。
 - ②記憶媒体は、USBフラッシュメモリーまたはCD-Rとする。
注：作成したデータは、送付前に作成したパソコン以外で作動させ、作動状況を確認し、提出する。
 - ③枚数（データの量）は、送付する記憶媒体に記憶できる範囲内とする。
注：* スライドショーの設定は、自動プレゼンテーションにしない。
* 表示されるスライドは、パソコン画面と同様となる。（発表原稿は、紙ベースの準備とする）
4. 機器の操作について
 - ①研究発表者が操作する。
5. 記憶媒体（USBフラッシュメモリーまたはCD-R）の提出について
 - ①提出期日は、**平成29年8月8日（火曜日）必着**とする。
 - ②受付期間内に学会委員会あて、簡易書留または宅配便で送付する。
※必着：必ず受付期間内に届くよう送付方法を選択、確認のうえ送付する。
 - ③送付先は、〒854-0072 長崎県諫早市永昌町23番6号
長崎県看護協会総務部 学会事務担当宛て
 - ④記憶媒体には、演題名・施設名・発表者名・使用ソフト名を必ず記載または添付する。
 - ⑤メールにて添付する場合には、件名に「平成29年 長崎県看護学会学術集会発表演題」と標記し、演題名・施設名・発表者名・作成ソフト名を必ず明記し、研究代表者のメールアドレスを明記する。メール受信後に、確認したことを返信するので必ず記載する。
※上記の記載がない場合には、メールによる受付を行わない。
6. 記憶媒体（USBフラッシュメモリーまたはCD-R）の返却について
 - ①記憶媒体は、学術集会発表当日「座長・発表者受付」にて発表者へ返却する。
なお、当日、受け取りがなかった分については、主催者側で処分する。
7. 記憶媒体（USBフラッシュメモリーまたはCD-R）の書き換え変更について
 - ①一旦提出した記憶媒体の書き換え、修正等の変更は一切受け付けません。また、学術集会当日の書き込み及び修正等はできないので、よく確認のうえ提出する。
8. その他
 - ①本要領を改訂又は廃止しようとするときは、学会委員会で協議の上変更することができる。

附則

1. この要領は、2008年4月1日より運用を開始する。
(2008年3月10日規則委員会答申、同年3月社団法人長崎県看護協会常任理事会承認)
1. この要領は、2011年1月22日より運用を開始する。
(2011年1月22日規則委員会答申、同年1月社団法人長崎県看護協会常任理事会承認)
1. この要領は、2014年5月14日より運用を適用する。
1. この要領は、2014年12月18日より運用を適用する。
1. この要領は、2016年4月8日より運用を適用する。